

# 第 n 号議案 勧永町内会規約一部変更の件

## I. 変更の理由

勧永町内会（以下、「本会」とする。）では、新型コロナウィルス感染症における自治会のあり方を模索する中で、情報通信技術（ICT）をツールとして導入することで、情報発信・共有機能を強化し、理事・班長といった役割に伴う負荷軽減に取り組んでまいりました。

これらの施策に併せて、防犯防災・社会福祉活動を行う基盤として信頼性を維持するため業務を見つめなおし、法令等に基づいて適正に管理体制を構築できるよう、個人情報保護に関する法律や各種情報セキュリティ規格、横浜市が 2021 年に例示した「自治会町内会規約例」を参考として、次のとおり勧永町内会規約を変更するものであります。

### I.1. 全体

- (1) 従来の条項号に対して、可読性を向上させるため章を設定しました。以下の「現行規約抜粋・変更案対照表」においては、変更案の章構成に応じて表を分割しております。
- (2) 現行規約における、誤タイプ等の修正を行っております。これらにより条文の意味が変わる箇所は存在しなかったため、「現行規約抜粋・変更案対照表」では説明を割愛させていただきます。

### I.2. 第 1 章 総則

- (1) 本会においてその予定はありませんが、「地縁による団体の認可（自治会町内会の法人化）」の手続きを参考すると「字名、地番、住居表示番号で表示」「河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構わない」となっており、正確性が求められています。現行の「勧銀土地分譲地内」ですと、世代を重ねるにあたり定義が曖昧となる可能性も想定されますので、本表記を住居表示番号に変更するものであります（変更案第 2 条）
- (2) 「世帯」に関する考え方方に加え、運用上存在している賛助会員（法人 2 団体）を文書化することで、会費収入の根拠が明確になるよう、新設するものであります（変更案第 3 条 1 項、2 項）
- (3) 入退会の事務手続き上の経路とは別に、最終承認を会長が実施していることを明確にするため、新設するものであります（変更案第 3 条 3 項）
- (4) 本規約は町内会会員に適用される物であって「未加入者も含む」とすると、本規約を認知していない方に対する要望となるため、本会では未加入者に加入促進活動を行うことでこれを代替するものとし、「会員相互の親睦と福祉を増進」という会の目的を明確にするため、第 4 条は変更案第 3 条 3 項に移動の上、これを削除するものであります（変更案第 3 条 4 項）
- (5) 会員の退会条件を明確にするため、新設するものであります（変更案第 3 条 6 項、7 項）

### I.3. 第 2 章 目的及び事業

- (1) 目的と取り得る手段を分離するため、変更するものであります（変更案第 4 条）
- (2) 事業と組織を分離し、組織における権利能力の範囲を明確にするため、新設するものであります（変更案第 5 条）

#### 1.4. 第3章 組織

- (1) ESCO 事業での交換工事等により、すべての防犯灯が横浜市の管理となったため、防交火部の事業より「街灯の設置管理」を削除するものであります。(変更案第6条1項)
- (2) 第5条より組織に関する表を移動し、情報システム(メール、ファイルサーバー、会計システム等)導入を踏まえ、ヘルプデスクを新設するものであります(変更案第6条1項、2項)
- (3) 委員会は予算割当があるため、活動が適切に行われていることを本会として把握する必要があります。従来は委員会への役員参加と、委員会代表による活動報告のみ記載されていましたが、人事異動に関する報告、活動の終了についても文書化を行い、それに加え委員会へ役員が参加するのではなく監査権を設定するといった、委員会の独立性を担保しながらも、組織としてマネジメントをできる運用とするため、各号を新設するものであります(変更案第6条3項、4項)

#### 1.5. 第4章 役員

- (1) 総会では会長、副会長、理事、会計、会計監事を選出するのではなく、いわゆる理事を選出するため、本記載を削除するものであります(変更案第7条)
- (2) 役員人事は定期総会だけでなく、臨時総会によっても選出し得るため、「総会」と記載を変更するものであります(変更案第8条1項)
- (3) 会計幹事は、会計事務について不正の事実を発見した時は、総会に報告することが義務付けられます。会計監事を会長、副会長及びその他の役員と兼ねると、独立性が担保されず、共謀された場合に不正追及が行えない場合があるため、これを変更するものであります(変更案第8条2項)
- (4) 理事・班長の担い手が不足する傾向があります。特定の方に役割が集中しないよう可能な限り協力を頂きたい次第ですが、介護や育児、心身の故障といった生活上の支障を鑑みない役員選定は「会員相互の親睦と福祉を増進」と掲げた本会の理念に反します。ICT化や外部事業者の活用により就業されている方でも町内会の活動に参加できる環境整備を行うことを代替策として、これらを新設するものであります(変更案第8条3項、4項、変更案第13条、変更案第14条)
- (5) 役員に欠員が生じたときの記載が(役員の選任)に記載されておりましたが、この項には補充方法のみ記載することとし、その期間については(役員の任期)へ記載個所を変更するものであります(変更案第8条5項、変更案第10条2項)
- (6) 各部事業の企画立案、その他会の運営について必要な事項を審議については、(理事会の議決事項)へ記載個所を変更するものであります(変更案第9条3項、変更案第25条)

#### 1.6. 第5章 総会

- (1) 可読性を向上させるために、各条に分割するものであります(変更案第15条~23条)
- (2) 多様な自然災害や感染症等が発生し、町内会活動が困難となる事象が発生しております。書面開催、電子提供措置、電磁的方法といった代替策を盛り込むことで、総会へ参加が容易となるよう記載個所を変更するものであります(変更案第17条、変更案第21条2項)

- (3) 会員に対して、1票の表決権が有することを明確にするため、これを新設するものであります。(変更案第21条1項)
- (4) 地方自治法第260条の21の規定を参考に、会の解散に関して、これを新設するものであります(変更案第22条2項)

#### 1.7. 第6章 理事会

- (1) 可読性を向上させるために、記載個所を変更するものであります(変更案第24条～26条)
- (2) 理事会は総会より会の運営を委託された業務執行機関と考えるのが妥当であり、「定例会は総会に次ぐ決議機関」の文言を削除するものであります(現行第15条1項)
- (3) 従来、定例会には班長が参加することが求められておりましたが、新型コロナウィルス感染症の対策により、定例会の運営にあっては、理事のみ出席する運用が継続しております。班長業務の負担軽減により、就業や介護、育児といった安全で快適な生活環境の保全を図るという点では有効であり、民主主義の精神を妨げる事態は発生しておりません。但し、理事会に求められている役割は明確にする必要がありますので、記載個所を変更するものであります(変更案第24条)
- (4) 理事会の議決事項を明確化するため、これを新設するものであります。(変更案第25条)
- (5) 理事会が最低限月1回(8月、翌1月を除く)実施されることを求めるものです。「定例会」という表現が妥当ではないため「理事会」に統一し、夏季及び冬季に休会を設定することができる現状の運用を踏まえて、記載個所を変更するものであります(変更案第26条)

#### 1.8. 第7章 会計

- (1) 会費に関する実際の運用を明確にするため、これらを新設するものであります(変更案第28条1項、2項)
- (2) 徴収済みの町会費等の払い戻しについては「加入申込書」「退会届」に記載されていますが、規約として定めが無いため、これを新設するものであります(変更案第28条3項)
- (3) 緊急入院等により本会に長期間連絡ができない事態も考えられます。不払いだからと、即時退会を迫るのではなく、会員資格の一時停止措置を行うことで経済的な負担の軽減を行い、その猶予期間を明確にするため、これを新設するものであります(変更案第28条4項)
- (4) 実際の運用として経費支弁を行っており、これを新設するものであります(変更案第29条)

#### 1.9. 第8章 その他

- (1) 文書によるルール作りは業務遂行する手段として有効で、組織運営を安定させる役割があります。これらは合意され継続的に運用されるべきものではありますが、全てを総会決議とするのではなく、ある程度の柔軟性を持たせ運用を行った方が好ましい文書(例:情報セキュリティ規則)も含まれます。従って、本会が定める文書体系を本規約も含め4種類に分類を定義し、うち「規定」として存在している「会館の使用」を削除するものであります。(変更案第32条)

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

### 現行規約抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示しております。)

#### 第Ⅰ章 総則

現行規約抜粋	変更案
<p><b>第2条（区域）</b> 会の区域は横浜市港南区上永谷勧銀土地（現日本土地建物）分譲地内とその周辺を含む区域とする。</p>	<p><b>第2条（区域）</b> 会の区域は、横浜市港南区上永谷一丁目15番地30号から50号、18番地48号から62号、24番地5号から7号、25番地から33番地、35番地2号から27号、36番地から38番地の区域内とする</p>
<p><b>第3条（会員）</b> 会の区域に居住する世帯主又はこれに準ずる者を会員とし、正当な理由がなければ入会を拒むことはできない。また脱会は妨げない。</p>	<p><b>第3条（会員）</b> 会の区域に居住する世帯主又はこれに準ずる者を会員とする。なお世帯とは以下に掲げる各号による。</p> <p>(一)家族同士が生計をともにしている世帯は、申し出がない限り同一の会員と扱う</p> <p>(二)ふたつの家族がお互いに独立した生活を営んでいる場合、すなわち日常生活が別々で、生活費も分けていられる場合は、それぞれが「住居および生活をともにする者の集まり」とし、別会員と扱う</p> <p>(三)母屋とは別にある同一邸内の隠居所などで生計をともにする場合も、同一の世帯に属するひとつの住居とみなす</p> <p>(2)以下の各号に掲げる者を賛助会員とする。</p> <p>(一)会の区域で事業活動を行う法人で、班長、及びその他の役職を行うことが困難な者</p> <p>(二)会の区域で事業活動を行う非居住者で、会の趣旨に賛同する者</p> <p>(3)会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。</p> <p>(4)会員は、この区域の良好な環境を維持するよう努めるものとする。</p> <p>(5)会は、正当な理由がなければ入会を拒むことはできない。また脱会は妨げない。</p> <p>(6)会員が次の各号に該当する場合は退会したものとする。</p> <p>(一)第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合</p> <p>(二)第17条4項に該当した場合</p> <p>(三)本人より退会の届け出があつた場合</p> <p>(7)会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。</p>
第4条	<削除>

会の区域に居住する者（未加入者も含む）は「念書及び確認書」の精神に従い、この区域の良好な環境を維持するよう努めるものとする。	
--	--

## 第2章 目的及び事業

現行規約抜粋	変更案
<p><b>第5条（目的）</b> 会は民主主義の精神に基づき、会員相互の親睦と福祉を増進し、安全で快適な生活環境の保全を図る事を目的とする。</p> <p><u>従って、この目的実現に支障をきたす問題が生じた場合は、町内会全体の問題として取り上げた対処するものとする。</u></p>	<p><b>第4条（目的）</b> 会は民主主義の精神に基づき、会員相互の親睦と福祉を増進し、<u>地域課題の解決等に取り組むことにより、</u>安全で快適な生活環境の保全を図る事を目的とする。</p>
<p><b>第6条（事業及び組織）</b> 会は前条の目的を達成するため、<u>次の各部及び各会を置き</u>それぞれの事業を行う。</p>	<p><b>第5条（事業）</b> 会は前条の目的を達成するため、<u>下記に掲げる各号の事業</u>を行う。</p> <p>(一)会員相互の親睦に関すること (二)清掃、美化等の環境整備に関すること (三)防災、防火、交通安全に関すること (四)地域の福祉に関すること (五)住民相互の連絡、広報に関すること (六)勧永町内会館の維持管理に関すること (七)関係官庁、その他との折衝に関すること (八)その他、会の目的を達成するための事業</p>

## 第3章 組織

現行規約抜粋	変更案
<p><b>第6条（事業及び組織）</b> 会は<u>前条の目的を達成するため、次の各部及び各会を置き</u>それぞれの事業を行う。</p> <p>街灯の設置管理、交通安全施設の設置、防犯パトロール計画、その他道路・防犯に関する事業。防火施設の確保、その他防災に関する事業。</p> <p>（2）前項の事業活動の他、会は必要に応じて定例会の承認を得て特別な委員会を置くことができる。委員会には町会の役員若干名が参加すること。委員会の代表は定例会に出席して活動報告を行う。</p>	<p><b>第6条（部門）</b> 会の事業を円滑に遂行するため、次の各部を置く。</p> <p>（1）会の事業を円滑に遂行するため、次の委員会を置く。</p> <p>（2）会の事業を円滑に遂行するため、次の委員会を置く。</p> <p>（3）前項の事業活動の他、会は理事会の承認により委員会を設置できる。</p>

<新設>	<p>(4)2 項、3 項に定める委員会は、以下に掲げる各号に従うものとする。</p> <p>(一)委員会代表は理事会に出席し、活動報告を行わなければならない。</p> <p>(二)委員会役員が変更されたときは、理事会又は総会により承認されなければならない。</p> <p>(三)委員会代表の任期は選出された日から翌年に開催する定期総会終結の時までとする。</p> <p>(四)会は、委員会に対し定期的又は隨時監査を行うことができるものとし、委員会はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>(五)会は、委員会より解散の申請を受けたとき、監査による是正勧告が改善されないとき、理事会の承認により委員会を解散することができる。</p>
------	---

#### 第4章 役員

現行規約抜粋	変更案
<p><b>第7条 (役員)</b> 会に次の役員を置く。会計監事を除き、理事の中から会長、副会長、会計を選任する。理事はおおむね各班一名程度を選出する。</p>	<p><b>第7条 (役員)</b> 会に次の役員を置く。役員はおおむね各班一名程度を選出する。</p>
<p><b>第8条 (役員の選任)</b> 会長以下の役員は会員の直接選挙により、定期総会において選出する。但し、選考委員会等を経て総会の承認により選出を妨げない。</p> <p>(2) 役員に欠員が生じたときは理事会において後任者を選出し、任期は前任者の残存期間とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p><b>第8条 (役員の選任)</b> 会長以下の役員は会員の直接選挙により、総会において選出する。但し、選考委員会等を経て総会の承認により選出することを妨げない。</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p>(2) 会計監事は会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。</p> <p>(3)下記に掲げる各号に該当する会員は役職を免除する。但し、引き受けが可能な時はお願いをし、また班長など可能な限り協力できるところはお願いをする。</p> <p>(一)85歳以上の世帯 (二世帯・世帯構成者の何れかが85歳未満の場合は除く)</p> <p>(二)介護が必要な家族がいる世帯</p> <p>(三)心身の故障のため業務に堪えられないと認められる者</p> <p>(四)出産予定日の6週間前妊娠、又は2歳までの子がいる育児世帯</p> <p>(五)居住開始から1ヶ月が経過していない世帯</p> <p>(六)前回役職についてから、24ヶ月が経過していない世帯</p> <p>(4)前項1号から4号に係る理由について、その詳細を必要以上に聞き出すこと、また当事者以外に公表することを禁ずる。</p> <p>(5)役員に欠員が生じたときは、理事会の決議により補充することができる。</p>

<p><b>第9条 (役員の任務)</b></p> <p>(3) 理事は各部の事業を分担するほか理事会を構成する。理事会は各部授業の企画立案、その他の会の運営について必要な事項を審議し決定する。また会館運営委員会を兼務する。</p>	<p><b>第9条 (役員の任務)</b></p> <p>(3) 理事は各部の事業を分担し、会館運営委員会を兼務する。</p>
<p><b>第10条 (役員の任期)</b></p> <p>役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。</p> <p>(2) 役員に任期は選出された日から翌年に開催する定期総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p><b>第10条 (役員の任期)</b></p> <p>役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>(2) 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p><b>第13条 (役員の補助業務)</b></p> <p>会長は、役員の負担軽減や事務処理の合理化のため、必要と認めたときは、理事会の承認を得ることで、下記に掲げる各号を実施することができる。</p> <p>(一) 外部事業者への業務委託</p> <p>(二) パート従業員の雇用</p>
<p><b>第13条 (班長とその任務)</b></p> <p>(1) 会の区域を班に分けて各班毎に班長を1名置く。</p> <p>(2) 班長は班内の会員の互選による。</p> <p>(3) 班長は理事と共に定例会を構成し、各班の代表として会員との連絡にあたる</p>	<p><b>第14条 (班長とその任務)</b></p> <p>会の区域を班に分け、班毎に班長を1名置く。</p> <p>(2) 班長は輪番制を原則とするが、第8条3項に掲げる各号や、その他の事情で役職を担うことが困難な場合は、班内における合議による。</p> <p>(3) 班長の任期は、原則として総会から総会までの1年間とする。</p> <p>(4) 班長は理事を補助し、また各班の代表として会員との連絡にあたる。</p>

## 第5章 総会

現行規約抜粋	変更案
<p><b>第14条 (総会)</b></p> <p>(1) 総会は全会員をもって構成し、会の最高議決機関である。</p>	<p><b>第15条 (総会の構成)</b></p> <p>総会は全会員をもって構成し、会の最高議決機関である。</p>
<p>(2) 総会は定期総会および臨時総会とする。</p>	<p><b>第16条 (総会の種別)</b></p> <p>総会は定期総会、及び臨時総会とする。</p>
<p>(3) 定期総会は毎年4月に開催する。</p>	<p><b>第17条 (総会の開催)</b></p> <p>定期総会は毎年4月に開催する。但し、自然災害や感染症等で開催が困難な場合は総会の開催延期や書面開催、電子提供措置も可とする。</p>
<p>(4) 臨時総会は会長が必要と認めた時、全会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、および第9条(5)項に規定により会計監事から請求のあったときに行催する。</p>	<p>(2) 臨時総会は会長が必要と認めた時、全会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、及び第9条5項の規定により会計監事から請求のあったときに開催する。</p>
	<p><b>第18条 (総会の招集)</b></p> <p>総会は会長が招集する。会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の3日前までに通知し</p>

なければならない。	なければならない。
<p><u>(6) 定期総会は次の事項を審議決定する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p><u>(7) 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p><u>(8) 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は出席者とみなすものとする。</u></p>	<p><u>第19条 (総会の審議事項)</u></p> <p>定期総会は次の事項を審議決定する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p><u>第20条 (総会の議長)</u></p> <p>総会の議長は会長が指名し、総会において承認する。</p> <p><u>第21条 (総会の表決権と定足数)</u></p> <p>会員は、各々1票の表決権を有する。</p> <p><u>(2) 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員はあらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又他の会員を代理人として表決を委任することができる。</u></p>
<p><u>(9) 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p><u>(10) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p>	<p><u>第22条 (総会の議決)</u></p> <p>総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。</p> <p><u>(2) 会を解散するときは前項の規定にかかわらず、出席会員の4分の3以上の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>第23条 (総会の議事録)</u></p> <p>総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p>

## 第6章 理事会

現行規約抜粋	変更案
<p><u>第15条 (理事会及び定例会)</u></p> <p><u>(1) 定例会は総会に次ぐ決議機関であり、重要事項を審議決定する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>第24条 (理事会の構成)</u></p> <p>理事会は監事を除く役員をもって構成する。</p> <p><u>第25条 (理事会の議決事項)</u></p> <p>理事会は各部事業の企画立案、その他会の運営について必要な事項を審議し決定する、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる各号に関して議決する。</p> <p><u>(一) 総会に付議すべき事項</u></p> <p><u>(二) 総会の議決した事項の執行に関する事項</u></p> <p><u>(三) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u></p>
<p><u>第15条 (理事会及び定例会)</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第26条 (理事会の招集等)</u></p> <p>理事会は会長が必要と認めるとき招集する。</p> <p><u>(一) 少なくとも毎月一回は、理事会を実施しなければならない。但し、夏期及び冬期に休会を設定するこ</u></p>

<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>(2) 理事会及び定例会は毎月 1 回会長が招集し副会長がその議長となる。但し、必要に応じて臨時に招集することができる。</p> <p>(3) 会議は理事・班長の半数以上の出席を要し、議事は出席理事・班長の過半数をもって決する。</p> <p><u>第 16 条 (理事会、定例会の招集)</u></p> <p>理事会及び定例会はその日時、場所及び付議案件を会議の日の 3 日前までに通知しなければならない。</p>	<p>とができる。</p> <p>(二) 役員の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 3 日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>(四) 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる</p> <p>(五) 会議は役員の半数以上の出席を要し、議事は出席役員の過半数をもって決する。</p> <p><u>第 26 条 (理事会の招集等)</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>(三) 各役員に対し、その日時、場所及び付議案件を原則として会議の日の 3 日前までに通知しなければならない。但し、役員全員の合意がある場合はこれを適用しない。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p>
--	---

## 第 7 章 会計

現行規約抜粋	変更案
<p><u>第 28 条 (会費)</u></p> <p>会費は 1 世帯につき 1 ヶ月 400 円とする。(町会費 300 円・会館営繕費 100 円)</p>	<p><u>第 28 条 (会費)</u></p> <p>会費は 1 世帯につき 1 ヶ月 400 円 (会費 300 円・会館営繕費 100 円) とする。但し、中途入会の会員については、月割りで計算し、徴収する。</p> <p>(2) 賛助会員の会費は、一口あたり年額 12,000 円とする。</p> <p>(3) 15 日迄に退会の場合その月分を含め徴収分を払い戻し、16 日以降に退会の場合、翌月分以降徴収分を払い戻す。但しその他の拠出金は返還しない。</p> <p>(4) 会費が支払月末日時点において不払いとなった場合、会員の経済的負担等を軽減するため、会員資格の一時停止を行う。</p> <p>(一) 会費滞納後 6 ヶ月が経過した段階で退会とする。但し、当該会員の所在が不明となっている場合は 12 ヶ月まで会員資格一時停止措置の延長を行うことができる。</p> <p>(二) 正当な理由なく支払いを延滞している場合は、退会とする。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第 29 条 (経費の支弁)</u></p> <p>会員が会の用務のために活動した経費は、資産をもって支弁する。</p> <p>(2) 経費は事前に会長、又は会計の承認を要するものとする。</p> <p>(3) 理事がその活動のために使用する経費にあっては、別途会長の定める限度内であれば、事前承認を省略することができる。</p>
<p><u>第 19 条 (会計年度) &lt;略&gt;</u></p>	<p><u>第 30 条 (会計年度) &lt;略&gt;</u></p>
<p><u>第 20 条 (会計帳簿の閲覧) &lt;略&gt;</u></p>	<p><u>第 31 条 (会計帳簿の閲覧) &lt;略&gt;</u></p>

## 第7章 細則

現行規約抜粋	変更案
<u>第21条（会館の使用）</u> <u>会の会館の使用に関することは、別に「会館使用規則」を定める。</u>	<u>&lt;削除&gt;</u>
<u>&lt;新設&gt;</u>	<u>第32条（細則）</u> <u>この規約に定める物のほか必要な事項は、以下の各号に掲げるものとする。</u> <u>(一)規定は会員の利用するサービスに関する事項を定めるものとし、これらの改訂にあっては総会の承認を経て、別に会長が定める。</u> <u>(二)規則は理事業務に関する手続きを行う際の基準であり、理事会における承認を経て、別に会長が定める。</u> <u>(三)マニュアルは理事会業務が適切に行われる補助的な文書であり、適宜作成及び更新を行い、特に承認を必要としない。</u> <u>(2)前項一号、及び二号を改正、もしくは廃止したときは、電磁的方法による公告（<a href="https://konan-kanei.com">https://konan-kanei.com</a>）、並びに勧永町内会だよりに掲載するものとする。</u>